

長野県地域公共交通計画（案）の構成（R6.3.21時点）

計画の位置づけ・目的等

- ◆ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）」に基づく地域公共交通計画として策定
- ◆ 行政や交通事業者などの関係者が共通の認識を持ち、一体となって取り組む具体的な施策、役割分担や推進体制等を示す
- ◆ 計画区域：長野県全域、計画期間：令和6年度～令和10年度

地域公共交通を取り巻く状況

本県を取り巻く状況

- ・地域特性
- ・公共交通の整備状況
- ・県民の移動実態
- ・公共交通に係る情勢等

現状と課題

- ① **維持・運行に関する課題**
 - ・担い手不足
 - ・利用者の減少
 - ・事業者の経営悪化
 - ・免許返納者の増加等
- ② **利便性向上に関する課題**
 - ・キャッシュレス決済導入の遅れ
 - ・情報提供環境の整備・充実等
- ③ **脱炭素化に向けた課題**
 - ・自家用車への過度な依存
 - ・公共交通機関の脱炭素化等

計画の基本方針等

公共交通等再構築方針

目指す将来像

自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに誰もが安心して暮らせる持続可能な社会を実現する。特に通院・通学等の日常生活における移動や観光地への円滑な移動が確保されている状態を目指す。

基本的な方針

モータリゼーションの進展などを背景として、地域公共交通を民間事業者の自助努力のみで維持していくことは困難な状況となっている。このため、官民連携のもと、行政の主体的な関与により、「社会的共通資本」である地域公共交通の維持・発展、利便性の向上を図る。

計画の目標

- ① 日常生活における自家用車から公共交通への利用転換
- ② 通院・通学・観光に必要な移動の保証
- ③ 公共交通におけるサービスの品質保証

保証すべき移動

- 公共交通を利用して…
- ・**通院**…圏域の中核的な医療機関に通院できる
 - ・**通学**…圏域内の高校に通学できる
 - ・**観光**…鉄道駅や宿泊施設から圏域内の主要な観光地へアクセスできる

保証すべきサービスの品質（品質保証）

- <ダイヤ・便数>
- ・**通院**…午前中に通院でき、午後の早い時間帯に帰宅できる
 - ・**通学**…始業前に通学できる、授業終了後・課題活動終了後に帰宅できる
 - ・**観光**…円滑な乗継ができるダイヤ設定＋十分な滞在時間が確保できる
- <決済環境> 全県の交通機関で交通系ICカードが整備されている
- <情報提供> バス路線情報等を検索できる環境の整備＋最新情報の維持
- <拠点整備> 主要な交通結節点において、Wi-Fi設備等が整備されている

品質保証を実現させるための具体的な目標や方策を10広域圏ごとに作成し、行政や交通事業者等の関係者が一体となって品質保証の実現に向けて取り組む

施策の方向性

- 1 地域公共交通の担い手確保
- 2 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築
- 3 利用しやすい地域公共交通の実現
- 4 移動における脱炭素化の推進

関係者間の役割分担

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 県 | 広域圏間や広域圏内をつなぐ広域的な移動手段の維持・確保等 |
| 市町村 | 市町村間や市町村内における移動手段の維持・確保、観光地へのアクセス確保 |
| 事業者 | 安全・安心な運行、利用者ニーズを踏まえたサービスの向上 |

地域公共交通ネットワークの構築

- 【三大都市間連携軸】[例：北陸新幹線等]
交通事業者が主体となって維持・確保を図る。
- 【広域圏間連携軸】[例：鉄道、県内高速バス]
県が主体的に関与し、交通事業者や沿線市町村とも連携しながら維持・確保を図る。
- 【広域圏内連携軸】[例：鉄道（別所線、上高地線）、広域的な路線バス（地域間幹線系統）]
県が主体的に関与しつつ、広域圏の中心市町村・沿線市町村・交通事業者等と連携し、維持・確保を図る。
- 【市町村間連携軸】[例：路線バス]
沿線市町村が主体的に維持・確保を図る。
- 【市町村内連携軸】[例：路線バス、デマンド]
市町村が主体的に維持・確保を図る。
※観光地へのアクセスは観光事業者とも連携して確保を図る

施策・事業

- 1 **地域公共交通の担い手の確保**
 - ・移住施策と連携した担い手確保等
- 2 **持続可能な地域公共交通ネットワークの構築**
 - ・県内高速バス路線の確保・充実
 - ・県有民営バスの貸付け等
- 3 **利用しやすい地域公共交通の実現**
 - ・地域連携ICカードの導入支援等
- 4 **移動における脱炭素化の推進**
 - ・モビリティマネジメントの推進等

指標・目標値

- (例)
- 県内公共交通機関利用者数
R3：72,438千人 ⇒ R10：100,000千人
 - 県民一人当たりの公共交通利用回数
R3：35.6回 ⇒ R10：50回
 - 乗合バス事業者の運転手数 等
R5：1,313人 ⇒ R10：1,500人
- ◆ 目標設定の考え方：コロナ前水準までの回復を目指す

地域編（10広域圏ごとに作成）

- 地域特性、公共交通の現状・課題
 - 地域の交通ネットワーク（拠点と軸の設定）
 - 通院・通学・観光のアクセス確保、品質保証の具体化に向けた検討
⇒ R6年度に実施予定
- | | | | | |
|----|----|----|-----|-----|
| 佐久 | 上田 | 諏訪 | 上伊那 | 南信州 |
| 木曽 | 松本 | 北ア | 長野 | 北信 |